

# 消防機器早わかり講座

## 広範囲2号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓

**技術基準** [屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準](#)  
(平成25年3月27日消防庁告示第2号)  
**設置基準** [消防法施行令第11条第3項第2号及び第12条第2項第8号](#)



補助散水栓

### <機器等の説明>

2号消火栓と補助散水栓（以下「消火栓等」という。）は、病院や社会福祉施設等の防火安全対策の充実を図るためにできたもので、昭和62年10月の消防法施行令及び消防法施行規則の改正により、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備に係る技術上の基準に導入されたものです。

2号消火栓は、操作性を高めるため、また、水量の低減化を図るなどにより、1人で容易に操作が可能となるよう基準化されました。従来型の1号消火栓とともに、防火対象物の実情に応じて選択設置ができます。

補助散水栓は、スプリンクラー設備に付置し、スプリンクラーヘッドの未警戒部分における屋内消火栓設備の代替として設置できる機器です。

性能・機能に関しては、下記の通り、2号消火栓と補助散水栓はほぼ同様となっています。

また、平成26年10月より、**広範囲2号消火栓**が新たに基準に追加されました。広範囲2号消火栓は、**1号消火栓と同様の水平距離が25m以下**と定められており、従前の2号消火栓と比較すると、広範囲に放水することが出来ます。ただし、1号消火栓と比較すると、放水量が少なくなる為、工場や倉庫には設置出来ません。

区分 項目	易操作性1号消火栓	広範囲2号消火栓	2号消火栓	補助散水栓
水平距離	25m以下	25m以下	15m以下	15m以下
放水圧力	0.17MPa~0.7MPa	0.17MPa~0.7MPa	0.25MPa~0.7MPa	0.25MPa~1.0MPa
放水量	1分間に130L以上	1分間に80L以上	1分間に60L以上	1分間に60L以上
ノズルの機能	容易に開閉できる装置付	容易に開閉できる装置付	容易に開閉できる装置付	容易に開閉できる装置付
起動方法等	消火栓弁の開放または消防用ホースの延長操作等と連動して起動できること。	消火栓弁の開放または消防用ホースの延長操作等と連動して起動できること。	消火栓弁の開放または消防用ホースの延長操作等と連動して起動できること。	スプリンクラー設備のものを使用する。
ホースの収納方法	延長及び格納の操作が容易にできること	延長及び格納の操作が容易にできること	延長及び収納の操作が容易にできること	延長及び格納の操作が容易にできること

## 1 種類

消火栓等のホース収納装置の方法は、次の二方式に大別されますが、折畳み等収納式が現在の主流となっています。

### (1) ホースリール式

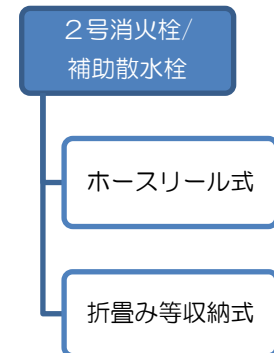
消防用ホースを円筒形状等のホース収納装置に巻き取って収納するものをいいます。



図1 ホースリール式



図2 折畳み等収納式



### (2) 折畳み等収納式

消防用ホースをホースリール式以外の方法により、ホース収納装置に収納するものをいいます。

## 2 主要構造

消火栓等は、下記のような部品で構成されています。

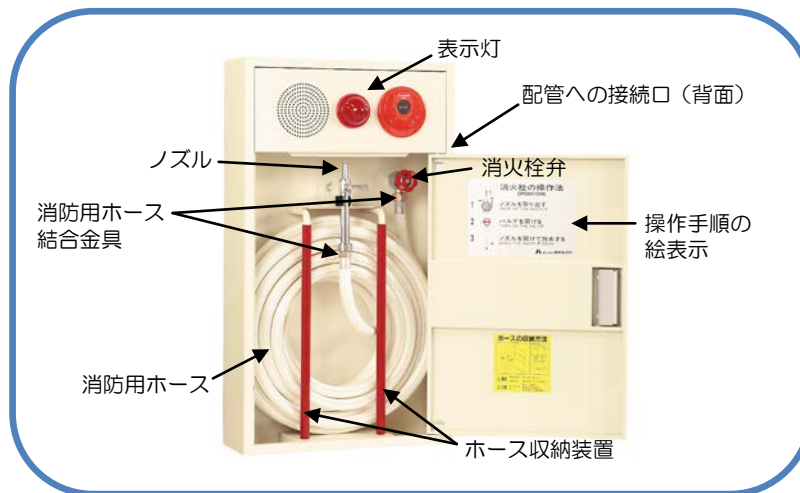


図3 消火栓の主な構成例

## 3 一般構造等

消防用ホースの延長及び収納の操作が容易にできること。

保守点検が容易にできること。

耐久性を有すること。

ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。

消防用ホースは、壁面に設置するものにあつては、消火栓等の前面において、天井に設置するものにあつては消火栓等の直下の床面において、延長操作を行った場合にいずれの方向にも引き出せること。

消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定に適合するものであること。

水路部分に摺動部又は回転部を有するものにあつては、当該部分を耐食性材料により造り、かつ、摺動若しくは回転に影響を受けない構造とすること。

消防用ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の規定に適合するものであること。

電気開閉器、電気配線その他電気部品は、充電部の保護を行うとともに、十分な電気容量を有し、配線の接続が的確であること。

天井設置型にあつては、次によること。

- ①降下装置は、操作しやすい構造とするとともに、消火栓等の機能に障害を与えないものであること。
- ②降下装置を操作した場合、設置高さに応じてノズル等が床面からの高さが1.5メートル以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。
- ③降下装置を操作した場合、ノズル等は操作が安全に行える速度で降下するものであること。

#### 4 操作方法について

広範囲2号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓は、1号消火栓と違い、1人で操作することが出来ます。その方法は、次のとおりです。

##### 操作1

ノズルを取り出す。

##### 操作2

バルブを開ける。

##### 操作3

ノズルを開けて放水する。

認証区分	認定評価
根拠条文	消防法第21条の36
制度の概要	検定協会が基準に適合することを検査し、合格の表示が付されています。 (法的拘束力はなし)

## <表示>

### ○ 型式番号

日本消防検定協会の認定評価において、製品の形状、構造、材質、成分及び性能が基準に適合するものに付けられる番号です。『認評価第〇〇～〇〇号』という形式で表記されます。

### ○ 認定評価合格の表示

日本消防検定協会の認定評価に合格した製品には、右図のような認定評価合格の表示がシールにより表示されます。



認定評価合格の表示（シール）  
(シールの大きさ縦 15mm×横 15mm)

## 解説文書

- ・「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成25年消防庁告示第2号）が定められたことに伴い、品質評価から認定評価に移行しました。
- ・新たに広範囲2号消火栓が告示基準に追加されました。
- ・試験項目で、ノズル開放時の放水反力試験及び消防用ホースと結合金具の装着部の試験が追加されました。
- ・合格表示については、六角形のNSマーク（旧NSマーク）から、認定評価への移行後、型式適合評価に合格したものは、新たに認定合格表示NSマークに変更しました。